

労働者派遣事業に関わる事業所ごとの情報の提供

※令和5年6月提出の事業報告書に基づく情報

許可番号	派 43 - 300253
事業所の名称	熊本テクノ株式会社
事業所の所在地	〒861-8031 熊本県熊本市東区戸島町 920-29

派遣労働者数	日雇派遣労働者数	日雇派遣労働者以外の派遣労働者数	
		無期雇用派遣労働者数	有期雇用派遣労働者数
	0	5	0
派遣先の実数	1		
労働者派遣に関する料金の額の平均額	(1日8時間あたり)		25,617 円
派遣労働者の賃金の額の平均額	(1日8時間あたり)		21,743 円
マージン率	$\frac{\text{(労働者派遣に関する料金の額の平均額)} - \text{(派遣労働者の賃金の額の平均額)}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}}$		15.1 %

※ マージン率には、労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険の事業種が負担する保険料、健康診断、教育訓練、有給休暇取得時の賃金の他、派遣事業を運営するために要する費用等が含まれます。

教育訓練について 労働安全衛生法第 59 条の規定にもとづく安全衛生教育。
キャリアアップに資する教育訓練。

個人情報の管理について

1. 個人情報を取り扱う事業所の職員の範囲は、派遣元責任者及び職務代行者とする。個人情報取扱責任者は派遣元責任者としてとすることとする。
2. 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育、指導を年 1 回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも 3 年に 1 回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識、情報を得るように努めることとする。
3. 1 の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示または訂正に係る取り扱いについて、派遣労働者等への周知に努めることとする。
4. 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者としてとすることとする。

待遇決定方式について 当社の待遇決定方式は「労使協定方式」を採用しています。

1. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定は、全派遣労働者（以下「対象労働者」という。）に適用する。
2. 対象労働者については、派遣先が変更される可能性があることから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3. 当社は、対象労働者について、一の労働契約の期間中に、特段の事情がない限り本協定の適用を除外しないものとする。